

議案第 7 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 25 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

彩北広域清掃組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出するものである。